

3 同居予定者

	氏名（ふりがな）	続柄	年齢
1	()		
2	()		
3	()		
4	()		

【誓約又は同意事項】

- 1 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項の規定に基づく額以内の報酬を空家の売買、貸借等の代理又は媒介を行った宅地建物取引業者に支払うこと。
- 2 登録者との空家に関する交渉及び売買、貸借等に係る契約については、協会に所属する宅地建物取引業者が行うものとし、市が直接関与しないこと。
- 3 交渉及び売買、貸借等に係る契約（契約成立後も含む。）に関する一切の疑義、紛争等については、登録者、利用希望者及び媒介業者の間で解決すること。
- 4 空家バンクの利用を通じて得た情報について、空家バンクの目的に従って利用し、決して他の目的に使用しないこと。